

防災道路ABC路線が「防災生活道路」に指定されます

平素より、豊島区のまちづくりに対してご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

この度、東京都は「防災都市づくり推進計画」で「整備地域」に指定されている区域において、防災上重要な道路を「防災生活道路」に指定し、沿道での不燃化建替えに新たな助成制度を導入することとなりました。当地区では、防災道路ABC路線など下図に示す道路が指定され、本年4月より助成制度（地区防災不燃化促進事業）が開始されます。平成33年3月までの期間限定ですので、是非この期間での建替えをご検討下さい。（※裏面に「助成制度の概要」）

なお、防災道路B-2・3路線の拡幅整備については、引き続き、沿道の関係権利者の皆様と個別にお話し合いをしながら道路整備に向けて進めてまいります。

防災生活道路の位置



「防災生活道路」とは

都市計画道路などの広幅員の道路に囲まれた市街地の内部で、緊急車両の通行や消火・救援活動が行える計画幅員6m以上の道路や、円滑な避難に有効な幅員4～6mの道路を指定します。



このお知らせは、防災道路周辺の皆様に配布しています。

お問い合わせは、下記までご連絡下さい。

豊島区都市整備部地域まちづくり課
連絡先：03-3981-0489

助成制度の概要

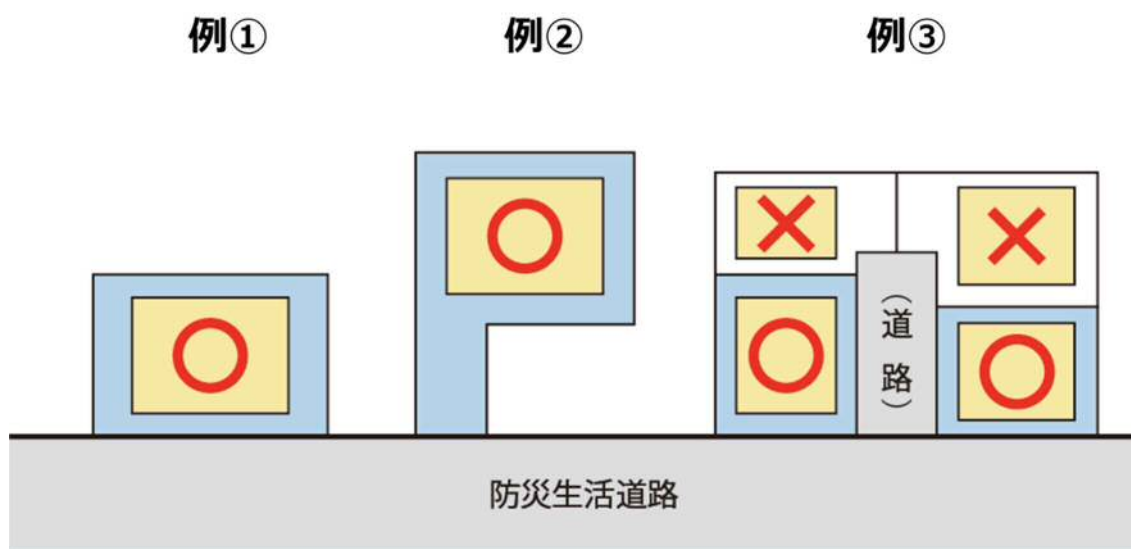
■地区防災不燃化促進事業（建築費助成）

防災生活道路に接する敷地において、耐火建築物等への不燃化建替えを行う場合に、建築費用の一部を助成します。

項目	内容
対象者	個人・中小企業・公益法人など（宅建業を除く）
対象条件	①木造・防火造 ⇒ 準耐火・耐火建築物への建替え ②準耐火建築物 ⇒ 耐火建築物への建替え （耐火性のグレードアップが必要）
助成内容	従後の建築物の地上1～3階の床面積の合計に応じて助成します。 例：防火造から準耐火建築物・床面積120㎡に建替えた場合 ⇒ 約102万円の助成が受けられます。

■助成対象となる建築敷地の例

防災生活道路に接する敷地の建替えが対象となります。



※ 例②のように幅員2m以上の路地状敷地で接している場合は対象となります。例③のように間に別の道路がある場合は対象とはなりません。

※ 建替えをご検討の方や判断が不明な場合は区にお問い合わせください。

※ **事前の申請が必要です。工事着手後の申請では助成の対象となりません。**

助成制度のお問合せ

豊島区都市整備部地域まちづくり課事業調整グループ

電話：03-3981-1464